

# 厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例

昭和48年3月31日

条例第12号

改正 昭和49年3月30日条例第22号

昭和50年3月25日条例第8号

平成元年3月29日条例第18号

平成11年3月25日条例第8号

平成18年3月22日条例第12号

平成20年6月26日条例第17号

平成21年3月25日条例第11号

注 昭和50年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平元条例18・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当する障害を有するもの

(平元条例18・平11条例8・平18条例12・平21条例11・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、心身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市が行う国民健康保険の被保険者

(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の規定により市が保険料を徴収する後期高齢者医療の被保険者

(3) 市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

ア 国民健康保険の被保険者（第1号に掲げる者を除く。）

イ 後期高齢者医療の被保険者（前号に掲げる者を除く。）

ウ 規則で定める法律の規定による被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 規則で定める法令の規定により、医療に関する給付を受けることができる者

(2) 規則で定める医療費助成事業の対象である者

(3) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日前から、引き続いて前条各号のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者であって、65歳に達した日以後、同条各号のいずれかに該当することとなったものを除く。

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 前年（1月から9月までの間に第5条第1項の規定による申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が、特別児童扶養手

当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する額を超える者

（平元条例18・平20条例17・平21条例11・一部改正）

（助成の範囲）

第4条 本市は、対象者に医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、社会保険その他法令の規定によって対象者又は社会保険による被保険者若しくは組合員が負担すべき額を助成する。ただし、附加給付規定に基づき給付された額は除くものとする。

（平元条例18・平21条例11・一部改正）

（申請及び医療証の交付）

第5条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、心身障害者医療証（以下「医療証」という。）を交付するものとする。

（平元条例18・全改）

（医療証の提示）

第6条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けた者は、病院、診療所、保険薬局その他の医療機関（市長が指定するものに限る。以下「医療取扱機関」という。）において医療に関する給付を受けようとするときは、当該医療取扱機関に医療証を提示しなければならない。

（平元条例18・全改）

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は、医療取扱機関に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が特別の理由により医療取扱機関等に医療費を支払ったときは、当該対象者に対し助成すべき額を支払うことにより行う。

3 前項の助成は、対象者が医療に関する給付を受けた日から1年以内のものに限る。

（平元条例18・追加）

（適用除外）

第8条 対象者が自費診療により医療に関する給付を受けたときは、医療費の助成は

行わない。

(平元条例18・旧第7条繰下・一部改正、平21条例11・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例により助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平元条例18・旧第8条繰下・一部改正)

(助成金の返還)

第10条 不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、市長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平元条例18・旧第9条繰下・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平元条例18・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第22号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(厚木市国民健康保険条例の一部改正)

2 厚木市国民健康保険条例(昭和34年厚木市条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

3 この条例の施行前に行われた療養に係る重度障害者附加金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年条例第18号)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に行われた心身障害者に対する療養の給付に係る医療費の助成は、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第11号）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に第2条各号のいずれかに該当する者については、改正後の第3条第2項第3号の規定は、適用しない。